

昭和49年分農業所得標準きまる

水 稻	10a当り	9万9千465円
普通畑	10a当り	3万5千256円

昭和49年分農業所得標準は、2月1日県下一斉に発表されました。  
月瀧村に適用される標準は、次のとおりです。

1. 水 稻 (10a当り)

	収入内訳			必要経費							差引所得	
	収量	単価	収入金額	公租公課	種苗	肥料	雇人費	農具費	償却費	その他		計
災害地	347kg											
普通地	564	2,296.9	129,545	2,121	871	5,458	3,000	2,169	4,002	12,459	30,080	99,465

2. 普通畑 (10a当り)

	収入内訳			必要経費							差引所得
	収入	作割	収入金額	公租公課	種苗	肥料	農具費	償却費	その他	計	
馬鈴薯	1,173円	22.6%	9,437円	1,437	7,560	5,874	1,650	2,254	7,088	25,865	35,256
甘しよ	1,303	5.3	2,776								
雑穀	107	29.2	4,752								
野菜	1,608	81.0	4,416								
計		138.1	61,121								

3. 特殊田畑

種類	単 位	所得金額	摘 要
青 梨 畑	成木10a当り	104,200	
赤 梨 畑	"	87,100	
桃 畑	"	120,000	
りんご畑	"	62,000	
ぶどう畑	"	105,000	
いちご	10a当り	70,000	
球 チュウリップ	"	47,200	裏作を含む
根 アイリス	"	22,800	"
は す 田	"	81,000	

共同納税相談の実施  
昭和四十九年分所得について(所得税、村県民税)の申告をしていただく時期がきました。税務課では次の要領により所得税、村県民税の納税相談を実施いたしますので、左記会場へお出下さるようお願いいたします。  
一、申告期限  
所得税、村県民税の申告は二月十七日から三月十五日までです。  
二、村県民税の申告義務者  
昭和五十年一月一日現在、月瀧村に住所を有するもので左記に該当するもの  
(1)昭和四十九年中に地代、家賃等の収入があつて昭和四十九年分の所得税の確定申告をしない方。  
(2)昭和四十九年中に営業、農業等の事業を営んでいる方で昭和四十九年分の所得税の確定申告をしない方。  
(3)給与所得者で昭和四十九年中に収入のあつた給与所得以外の所得(地代、家賃、配当、外交員報酬等)について昭和四十九年分の確定申告をしない方。  
(4)給与所得者で二ヶ所以上からの給与(年末調整した前職分の給与を除く)所得があり昭和四十九年分の所得税の確定申告をしない方。  
(5)昭和四十九年中に退職し、昭和五十年一月一日現在給与の支給を受けていない方。  
(6)昭和四十九年中に所得税の源泉徴収を受けなかった賃金所得のある方(農業専従者で日雇所得のある方)

共同納税相談日程

月日	時間	場所	区域及び対象者	月日	時間	場所	区域及び対象者
3月3日	午前9時~午後4時	月寿荘	東長島・釣寄新	3月9日	午前9時~午後0時	月寿荘	定められた期日に都合の出ない方
" 4日	"	"	釣 寄	" 10日	午前9時~午後4時	"	上曲通
" 5日	"	"	木 滑	" 11日	"	"	西堂場
" 6日	"	"	大別当	" 12日	"	"	月瀧 役場より上町
" 7日	"	"	所得税の通知された方	" 13日	"	"	月瀧 役場より下町
" 8日	午前9時~午後0時	"	下曲通				

のある方)  
三、持参していただくもの  
(1)印鑑  
(2)生命保険領収書又は払込証明書  
(3)損害保険の支払証明書  
(4)小規模企業共済組合の支払証明書  
(5)医療費控除を受けようとする方は、医師又は医療機関の受領書



成人を祝う

一月十五日「成人の日」は、大人になった事を自覚し、自から生きぬこうとする青年を、全国民が祝い励ますために定められた意義深い日です。  
月瀧村では、月寿荘を会場として若者七十名を招き、成人式が行なわれた。式典には、村長職務代理者、村議会議員、社会教育委員長の各来賓から、未来を担う新成人に励ましと、御祝の言葉が贈られたあと、成人者を代表して、瀨下茂明君より、二十年間いつくしみ育てて頂いた父母に、又先生、先輩に、感謝し、今後法律的に社会の一員として責任ある行動を、又苦しい時には、今日の式典の励ましの言葉を思い出しながら、一歩一歩着実に前進していく事を誓い、第二の人生、社会に向かって若者達は巣立っていった。

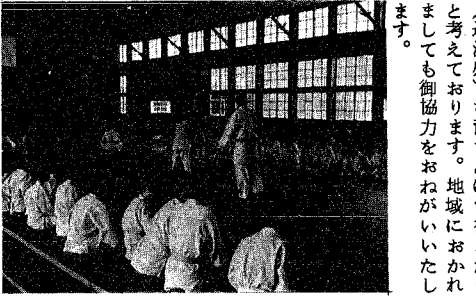
昭和五十年度の三役給与並びに村議会議員の報酬について、月瀧村長職務代理者曾山一郎より諮問されたので、月瀧村特別報酬等審議会は、一月二十九日午後一時三十分より月寿荘で開催された。審議の結果、次のように意見がまとまり、月瀧村長職務代理者に對し答申した。  
一、三役の給与  
村長 月額 二五〇千円

昭和五十年年度 特別職の報酬等答申さる

助役 月額 二〇〇千円  
収入役 月額 一八三千円  
一、議会議員の報酬  
議長 月額 五八千円  
副議長 月額 五〇千円  
議員 月額 四五千円  
二、改正年月日  
昭和五十年四月一日より  
月瀧村特別報酬等審議会委員は次のとおりです。  
農業団体 和平信平  
商工団体 登石栄作  
学識経験 渡辺一郎  
部落代表 堀金一潤  
労働団体 小林辰次  
婦人団体 五十嵐タケ  
会長 堀金一郎

元気な豆柔道家

一月十二日月瀧中学校体育館で身も凍るほどの寒風の中に、柔道初練習を行った。足掛三年目を迎えた今日指導員をぐらりとさせる程の腕前になった子供達には、今元気に成長しておられます。  
ここで子供達の感想を紹介してみよう。  
。ほくは柔道を習ってよかったです。将来アントンヘーリングのような柔道世界になりたい。  
。同じ月瀧村の生徒でありながら今まであまり東小の学校の生徒と話がしなかつたが、柔道を習いはじめてからは交わり出てもううれいと思う。これからもみんなと仲良く練習をしていきます。



子供達の夢はさまざまありますが、この夢を大膽にして、ひとりひとりの子供達の心身のふれあい(連帯感)を育てあげて行きたいと考えております。地域におかれましても御協力をおねがいいたします。

読書感想文県コンクールに入選

県内小学校から四千五百点の応募の中から選ばれて、次の二名が入選しました。郡内四十二か校ある中で、分水小・竹野町小と東小の三校だけで、日ごろ読書に熱心な結果と思われまます。  
「北国の少年を読んで」  
六年一組 斎藤恵美子  
「サムライの子を読んで」  
六年一組 深沢 慶子  
お手柄東小の子どもたち  
白根警察署から表彰される  
さる一月六日 月瀧村の神社前で自動車のあて逃げがありました。たまたまそこで遊んでいた次の東小の子ども四名がその事故を目撃し、逃げ去った自動車のナンバーを覚えていたため、犯人検挙に大いに役立ったとして、一月三十一日白根署から感謝状と記念品を贈られました。

建築物を建築される方へ

建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却の工事を施工する場合、その建築物の床面積が一〇平方メートルを超えるものについては都道府県知事に届出なければなりません。本村はこの届出をしないで建築工事又は除却工事をされている方が多く見られますので必ず届出書を提出の上施工下さい。  
また次の建築物の場合は確認申請書を出し確認後施工しなければなりません。  
1. 学校、病院、診療所、劇場、映画館、公会堂、集会場、マージョット、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、自動車庫は、床面積の合計が百平方メートルをこえるもの(増改築により百平方メートルを超える場合を含む)  
2. 木造の建築物で三以上の階数を有し又はその延べ床面積が五百平方メートルを超えるもの  
3. 木造以外の建築物で二階以上の階数を有し又は延べ床面積が二百平方メートルを超えるもの。  
この確認申請書には、手数料(収入証紙)が必要であると同時に消防署の同意と市町村長の意見書が必要です。  
建築は建築基準法に規定された手続を完了の上施工下さるようお願い致します。